

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

平成23年2月18日

宮内庁書陵部長 岡 弘文

支出負担行為担当官

宮内庁長官官房主計課長 森山茂樹

記

1. 公募の主旨

宮内庁書陵部（以下「当部」という。）は、皇室や公家などに伝えられてきた図書（古典籍、古文書等）及び明治以降に宮内省・宮内府・宮内庁が作成した歴史的資料として重要な公文書を整理・保存し、一般の利用に供する業務を行っている。

これら歴史的にも文化的にも貴重な資料を多くの方々の利用に供し、さらに将来に引き継ぐための適切な管理体制を必要とすることから、当部に図書を管理する図書寮文庫と、特定歴史公文書等を管理する宮内公文書館の二つの組織を設置している。

本件は、それぞれの組織において、一般利用者からの多種多様な複写申込みに対応するべく、次の①～③の業務を一括して行うことを希望する者を選定する目的で公募するものである。

① 有償による国有財産の使用及び収益の許可を受け、当部庁舎に35mmマイクロフィルム用平床式カメラ、有料マイクロフィルムリーダープリンター及び有料モノクロ電子複写機を設置し、図書寮文庫及び宮内公文書館が所蔵する資料の複写サービスを一般利用者に提供する業務。

② ①の常設機器以外の持込機器を使用し、図書寮文庫及び宮内公文書館が所蔵する資料の複写サービスを一般利用者に提供する業務。

③ 宮内公文書館における特定歴史公文書等利用請求に対する写しの交付に係る複写物作成業務（国との請負業務契約（単価契約））

公募締切り後、応募者の中から、提出書類の内容及び撮影・複写物作成等に係る技術について、総合的に評価を行った上で、1者を選定する。

また、選定された者が1. ①の業務を行うに当たり、国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により常設機器を設置する。

2. 国有財産の使用許可

（1）許可条件

①業務遂行上必要とされる法令及び規則を遵守すること。

②国有財産使用許可書に掲げる使用許可基準を遵守できること。

（2）使用許可する物件

所 在	区 分	数 量	使 用 料	備考
東京都千代田区千代田1番1号	建物(宮内庁書陵部庁舎)	5.90㎡	81,475円 うち消費税 3,879円	

3. 使用許可期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
ただし、必要に応じ5年を超えない期間で更新することができる。

4. 応募資格及び要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等(情報処理)」の「C」又は「D」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 宮内庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 経営の状況又は信用が極度に悪化していないと認められる者であり、かつ、上記1に掲げる複写業務について、仕様書に基づき、適正な履行が確保される者であること。
- (6) 当部と同様に貴重な歴史的・学術的資料を所蔵する機関・施設等において、日常的・経常的な複写業務を遂行した実績が過去に3例以上あること。
- (7) 下記5記載の公募説明書等を指定期間内に交付を受けた者であること。

5. 公募説明書等の交付

- (1) 交付期間 公告の日から平成23年3月2日(水)(行政機関の休日を除く。)の毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。)
- (2) 交付場所 東京都千代田区千代田1-1
宮内庁書陵部図書課庶務係
- (3) その他 期間内に公募説明書等の交付を受けなかった者の申請は一切認めない。

6. 応募申込書等受付

- (1) 提出期限 平成23年3月3日(木) 午後5時まで
- (2) 提出場所 上記5.(2)に同じ。
- (3) 提出方法 持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。
郵送の場合は、提出期限に必着のこと。

7. 応募申込の無効 本公告に示した資格のない者の提出した応募申込は無効とする。

8. 照会先

東京都千代田区千代田1-1
宮内庁書陵部図書課 庶務係
電話 03(3213)1111 担当 花田

9. その他

- (1) 詳細は公募説明書による。
- (2) 皇居への入門について
入札説明書等の交付時及び申込み時等の皇居内への入門の際は、手続きが必要となるので、上記担当係に必ず事前連絡し、「北桔橋門」より入門すること。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出書類の作成・提出及び技術試験に係る費用は、応募者の負担とする。